

## 山口県警察保護対策実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護対策（保護対象者に対する保護区分による警戒その他の必要な措置をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定め、もって暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「暴力団等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動又は政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げるもの以外のものであつて、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なネットワークを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

2 この要綱において、「保護対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第7条第2項前段の規定により暴力団等から危害を受けるおそれのあるものとして指定されたものをいう。

- (1) 暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者
- (2) 暴力団排除活動の関係者
- (3) 暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者
- (4) 暴力団から離脱した者又は暴力団から離脱しようとする意志を有する者
- (5) 山口県公安委員会の委員長又は委員
- (6) 前各号に定めるもののほか、暴力団等から危害を受けるおそれのある者であつ

て、保護を必要とするもの

3 この要綱において、「保護区分」とは、保護対策における次に掲げる実施体制による区分をいう。

(略)

(保護対策の配意事項)

第3条 保護対策の実施に当たっては、組織犯罪対策部門が、地域部門、警備部門その他の関係部門の協力を得て行うものとする。

2 保護対策の実施に当たっては、保護対象者に対する危害行為を防圧するための検挙措置を適切に講じ、危害の未然防止を徹底するものとする。

3 保護対象者の安全確保に万全を期することが暴力団対策を推進する上で極めて重要であることを職員に周知徹底するものとする。

4 緊急通報装置、防犯カメラその他の保護対策の実施に必要な資機材の確保と有効活用を図るものとする。

5 平素から、あらゆる警察活動を通じて情報を収集し、暴力団等による前条第2項各号に掲げる者に対する危害行為に関する動向等の把握に努めるものとする。

6 保護対策の実施に当たっては、保護対象者に対する連絡を励行し、その不安感の解消と協力の確保に努めるとともに、保護対象者が自主警戒を行う場合にあっては、警戒用資機材及び警備業者の活用等について適切な指導及び助言を行うものとする。

(保護対策官)

第4条 刑事部組織犯罪対策課に保護対策官を置き、(中略)をもって充てる。

2 保護対策官は、保護対策の実施に関し、次に掲げる事務を行う。

(1) 保護対策に必要な情報の収集、分析及び管理

(2) 保護対策計画の立案

(3) 保護措置の実施に関する指導及び調整

(4) 地域部門、警備部門その他の関係部門との連絡及び調整

(5) 警察庁への報告並びに他の都道府県警察の保護対策官との連絡及び調整

(保護対策責任者)

第5条 警察本部長(以下「本部長」という。)が、第7条第2項の規定により保護対象者、保護対策を実施する警察署(以下「実施警察署」という。)等を指定したときは、当該実施警察署に保護対策責任者を置き、(中略)をもって充てる。

2 保護対策責任者は、実施警察署における保護対策の責任者として、次に掲げる事務を行う。

(1) 保護対策に必要な情報及び基礎資料の収集、分析及び管理

(2) 保護措置の実施

(3) 保護対象者との連絡及び調整を行う連絡責任者の指定

(身辺警戒員の指定等)

第6条 本部長は、身辺警戒体制に従事する者(以下「身辺警戒員」という。)を別に定めるところにより指定するものとする。

2 本部長は、身辺警戒員に対し、身辺警戒の実施に関し必要な教養訓練を行うものとする。

(保護対象者の指定等)

第7条 警察署長は、第2条第2項各号のいずれかに該当する者が、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、(中略)保護対策官を経由して本部長に保護対象者の指定を上申するものとする。

2 本部長は、前項の規定による上申を受け、必要があると認めるときは、当該者を保護対象者に指定するものとする。この場合において、本部長は、実施警察署及び保護区分を指定するとともに、危害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(保護対策計画の策定)

第8条 本部長は、前条第2項前段の規定により保護対象者を指定したときは、(中略)保護対策計画を策定するものとする。

2 前項の規定による保護対策計画の策定に当たっては、指定した保護区分を踏まえ、保護対象者の意向、活動状況等及び保護対象者が受けるおそれのある危害の態様、範囲、その背景となっている事情等を総合的に勘案するものとする。

(保護対象者に危害を加えるおそれのある者の動向の把握等)

第9条 保護対策を的確に推進するため、暴力団等に対する視察活動、捜査活動等を通じて保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者を確実に把握し、その動向の把握及び関連情報の収集に努めるものとする。

(周辺住民等への協力依頼)

第10条 保護対象者の住居等の周辺住民、施設管理者等から保護対策の実施についての理解を得られるよう努めるとともに、不審者、危険物等を発見した際の通報その他の必要な事項について協力を依頼するものとする。

(保護区分の変更)

第11条 実施警察署の警察署長は、実施している保護対策について、実施体制を変更する必要があると認めるときは、(中略)保護対策官を経由して本部長に保護区分の変更を上申するものとする。

2 本部長は、前項の規定による上申を受け、必要があると認めるときは、保護区分を変更するものとする。

(保護対象者の指定の解除)

第12条 実施警察署の警察署長は、実施している保護対策を継続する必要がなくなったと認めるときは、(中略)保護対策官を経由して本部長に保護対象者の指定の解除を上申するものとする。

2 本部長は、前項の規定による上申を受け、必要があると認めるときは、保護対象者の指定を解除するものとする。

(保護対象者が他の都道府県警察の管轄区域に移動する場合の報告)

第13条 警察署長は、(中略)保護対策を実施している保護対象者が、他の都道府県

警察の管轄区域内にある施設等に移動する場合は、速やかに、その旨を保護対策官を経由して本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を当該都道府県警察に通知するとともに、警察庁に報告するものとする。

(（中略）他の都道府県警察の管轄区域にわたる保護対策の実施)

第14条 (中略) 保護対策を実施している保護対象者が、他の都道府県警察の管轄区域内にある施設等に移動する場合において、保護対策の実施の必要性、その日程及び利用交通手段、地理的状況等を考慮して合理的と認められるときは、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第61条の規定により、その管轄区域外において、保護対策の一部又は全部を実施するものとする。

2 本部長は、前項の規定により管轄区域外において保護対策の一部及び全部を行うときは、(中略) 保護対策計画を策定するものとする。

3 本部長は、前項の規定により保護対策計画を策定するときは、あらかじめ警察庁にその旨を報告するものとする。

4 本部長は、第1項の場合において、突発事案の発生に伴う混乱の回避その他保護対策に従事する警察官の一体性の確保のため必要があると認めるときは、法第61条の2第1項の規定により、関係都道府県警察の一の警察官に必要な指揮を行わせるものとする。

5 前項に規定する一の警察官の任務及びその指揮に関し必要な事項は、法第61条の2第1項の規定により相互に協議した結果を踏まえ、保護対策計画に定めるものとする。

6 本部長は、保護対策を実施したときは、その結果を当該都道府県警察に通知するとともに、警察庁に報告するものとする。

(他の都道府県警察から通知を受けた場合の措置)

第15条 本部長は、他の都道府県警察から当該都道府県警察において(中略) 保護対策を実施している者が、山口県内にある施設等に移動する旨の通知を受けた場合は、当該者を保護対象者に指定するものとする。

2 本部長は、前項の場合において、保護対策計画を策定するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定に基づき、(中略) 保護対策を実施する場合について準用する。

(他の都道府県警察の管轄区域内にある者の危害情報の報告)

第16条 警察署長は、第13条に定めるもののほか、他の都道府県警察の管轄区域内にある者が、当該管轄区域内において、暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を保護対策官を経由して本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を当該都道府県警察に通知するとともに、警察庁に報告するものとする。

(人員、資機材等の広域運用)

第17条 本部長は、保護対策の実施のため必要があると認めるときは、他の都道府県警察から人員、資機材等の支援を得るために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、保護対策について必要な事項は、別に定める。